

## 内子町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 内子町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	30.76人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1箇所(内子町処理区)		
処 理 場 数	1箇所(内子町浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	内子町では、平成30年11月、汚水処理事業における経営基盤の強化や経営効率化の推進を図るため、汚水処理事業の広域連携及び施設の共同化等について検討する愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会が設置され、県及び県下の市町村とともに、検討を進めています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	水道水の場合は使用水量による累進従量制を採用し、井戸水及び井戸水併用の場合は世帯員数により認定しています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	家庭用と同じ考え方です。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	湯屋用は、使用水量1m <sup>3</sup> につき38円(消費税込み)としています。				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,709 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,620 円
	平成30年度	2,709 円		平成30年度	2,666 円
	令和元年度	2,709 円		令和元年度	2,662 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	<pre> graph LR     A[建設デザイン課] --- B[上下水道対策班]     B --- C[水道係]     B --- D[◎下水道係]         </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在のところ予定はありません。
	イ 指定管理者制度	現在のところ予定はありません。
	ウ PPP・PFI	現在のところ予定はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在のところ予定はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	余剰地が発生した場合には、その活用を検討します。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

(1) 経常収支比率:平成30年度における経常収支比率は100.33%(類似団体平均104.14%)で、一般的に安定しているといえますが、経費の大半を料金収入以外の収入(一般会計補助金)で賄っている状況です。このことに加え、今後の人口減少傾向を勘案すると、今の料金体系で安定経営を継続することについては非常に厳しい状況といえます。料金改定の検討など経営上必要な収益の増加手段を検討していく必要があります。

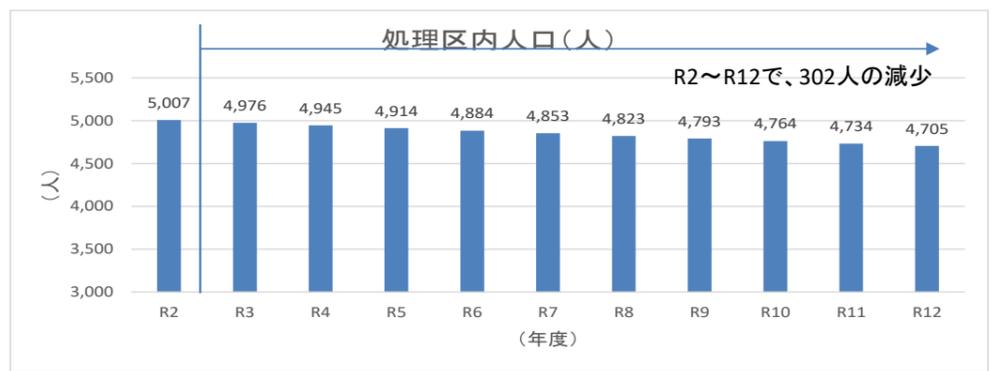
(2) 施設利用率:平成30年度における施設利用率は34.67%(類似団体平均52.58%)であり、類似団体の平均値より下回っており、処理能力に余裕がある状況です。今後、大きな水量増加は見込めないため、施設活用については、更新等の計画で慎重に検討していく必要があります。

(3) 老朽化の状況:管渠施設については、供用開始(平成11年)から約20年が経過していますが、耐用年数(50年)から見てもまだ十分な期間があり、現状として、管渠の更新・老朽化対策は実施していません。しかし、浄化センター内に設置されている施設・設備については、経年等による機能の低下が発現し始める時期にあります。

## 2. 将来の事業環境

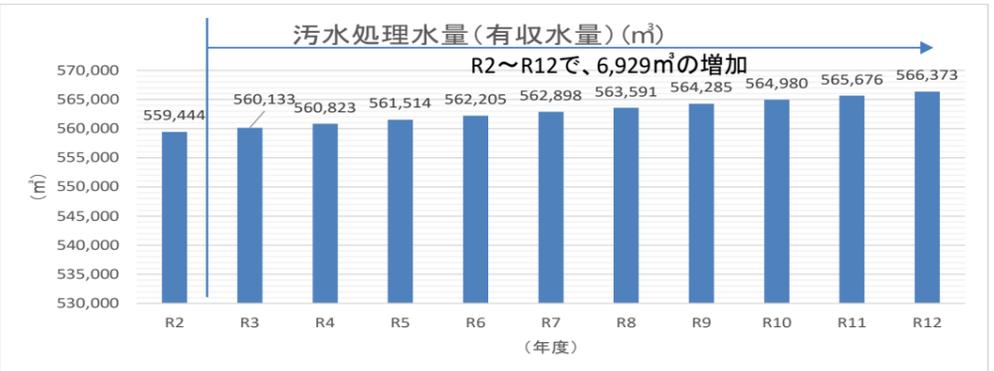
### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計、下水道事業計画変更協議申出書(H29)及び決算統計に示された過去5年間の推移を比較して、過去5年間の推移から算定しました。  
その結果、令和2年度から令和12年度において、302人の減少になると予測しています。



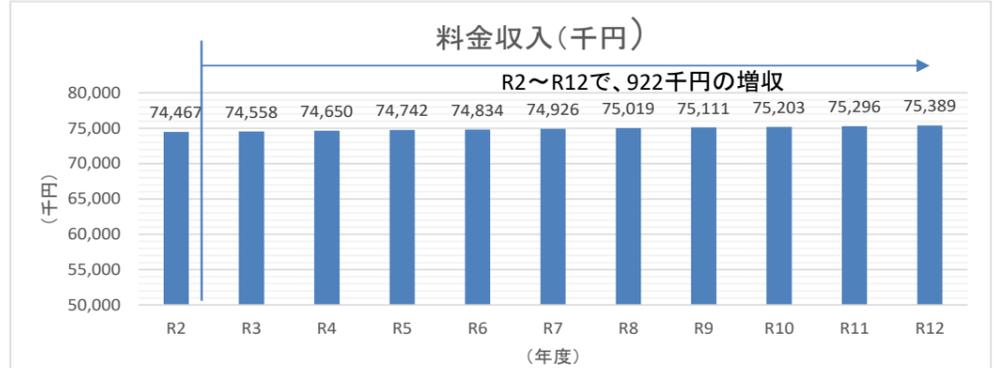
### (2) 有収水量の予測

有収水量の予測にあたっては、水洗便所設置済人口の推計値に、過去のトレンドから求めた水洗化人口1人当たり有収水量( $\text{m}^3/\text{人}$ )を乗じて求めました。  
その結果、当面は処理区内の水洗化が進むため、令和2年度から令和12年度において、 $6,929\text{m}^3$ の増加になると予測しています。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しにあたっては、直近の使用料収入を同年の有収水量で除して有収水量当たり使用料( $\text{円}/\text{m}^3$ )を求め、これに有収水量の予測値を乗じて求めました。  
その結果、令和2年度から令和12年度において、922千円の増収になると見通しています。



### (4) 施設の見通し

経営比較分析表を活用した現状分析で示したとおり、老朽化の状況として、管渠については、現時点で早期に老朽化対策を講じる必要はないと思われます。ただし、浄化センター内に設置されている施設・設備については、経年等による機能の低下が発現し始める時期にあり、計画的な対応が求められるところです。  
今後は、平成31・令和2年度の2カ年で「ストックマネジメント計画」を策定し、施設の計画的な維持管理に努めて参ります。

### (5) 組織の見通し

現在の人員構成が本町の下水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後、下水道事業の広域化や民間事業者等との連携による経営の効率化を検討しつつ、下水道経営技術の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続的に検討して参ります。

### 3. 経営の基本方針

下水道事業は、住民が清潔で快適な生活を送るために欠かせない重要な事業であり、また、公営企業として利用者からの料金によって賄う事業です。下水道普及率は一定の水準に達しており、今後は、人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれます。

以上のことを踏まえ、浄化センター内に設置されている施設・設備については、経年等による機能の低下が発現し始める時期にあることを考慮し、「内子町浄化センターストックマネジメント計画」を策定し、計画的な設備更新を進めます。

また、の料金改定の必要性についても継続的に検討し、財源の確保を図って参ります。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

#### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	「内子町浄化センターストックマネジメント計画」を策定し、計画的な設備更新を進めます。

平成31・令和2年度の2カ年で「ストックマネジメント計画」を策定し、施設・設備の現在の健全度(施設の劣化状況を数値化した指標)を維持するための事業費を定め、計画的な投資を行います。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	経常収支比率は100%以上を維持することを目標とします。 ○急激な人口減少下ではありますが、経営の効率化を進め経常収支比率の目標を達成致します。 ○安定的な経営を継続するために投資的財源の確認と確保を行います。

施設整備等の投資については、料金収入、一般会計からの繰入金、国からの交付金及び地方債を財源として見込んでいます。

○料金については、今後とも住民負担の軽減を念頭においた経営の効率化に務めるとともに、一方で、人口減少下において事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き、適正な料金体系の検討を行います。

○一般会計からの繰入金については、基準外の繰入を可能な限り抑制していく方針です。今後も維持管理費用の縮減に努め、基準外繰入金を安易に増加させることがないように致します。

○企業債については、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施致します。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

過去の経費の推移に明確なトレンドが見られないこと、また、法適用直後であることを考慮に入れ、過去3カ年の平均値を採用しています。ただし、薬品費と委託料については、R1の汚水処理水量当たり単価(千円/m<sup>3</sup>)を求め、将来汚水処理量に乗じて求めました。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	引き続き、愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会を通じて、県及び県下の市町とともに、検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	現在計画中のストックマネジメント計画を通じて検討致します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して検討致します。
その他の取組	該当ありません。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	新たな未利用地が出現した場合には、その有効活用について検討致します。
その他の取組	該当ありません。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失(リスク及びメリット)を把握するとともに、民間活力の活用を検討致します。
職員給与費に関する事項	管渠整備・更新を推進していくためには、技術系職員および事務系職員共に人員削減は困難であるものの、事務処理の効率化による職員給与費の抑制について検討致します。
動力費に関する事項	引き続き、経費削減を図り、より最適な方法を検討致します。
薬品費に関する事項	引き続き、経費削減を図り、より最適な方法を検討致します。
修繕費に関する事項	ストックマネジメントの全体計画を踏まえ、段階的に修繕費の節約及び平準化を図るとともに、施設の定期点検等による施設の長寿命化を図ります。
委託費に関する事項	現在実施している施設維持管理を定期的に見直し、維持管理経費の縮減にも努め、経費回収率、施設利用率の向上を図ります。また、見直しの段階で、対象業務と費用を適正に算出し、委託料の適正化を図ります。
その他の取組	該当ありません。

## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証し、対応して参ります。 また、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。
-------------------------	--

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

愛媛県 内子町

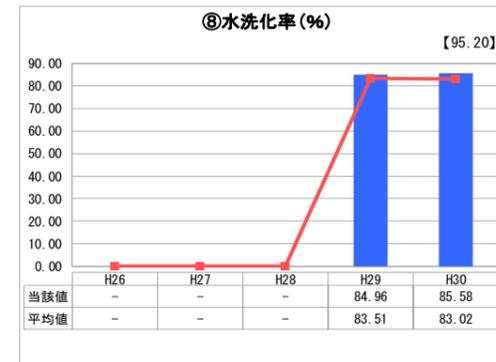
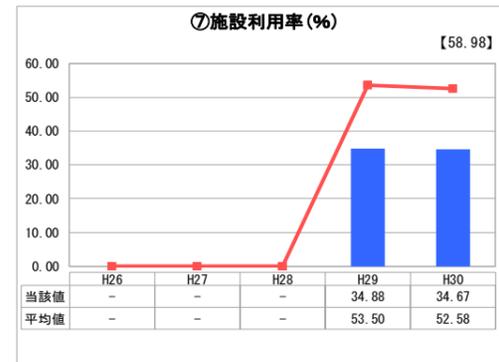
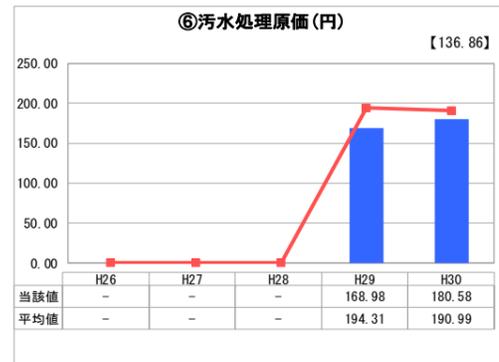
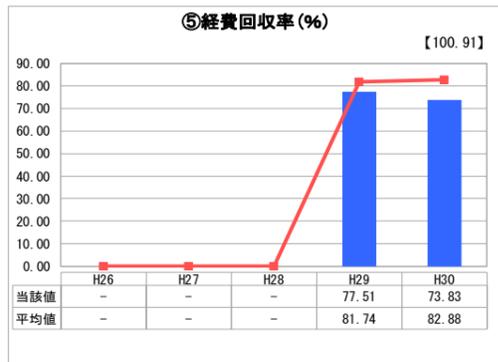
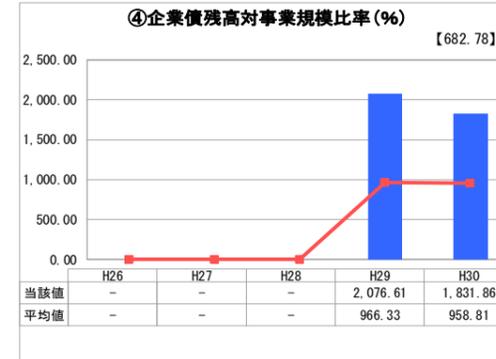
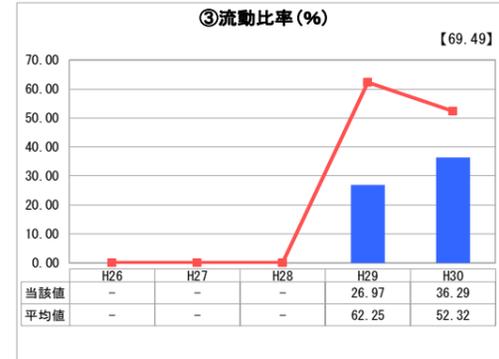
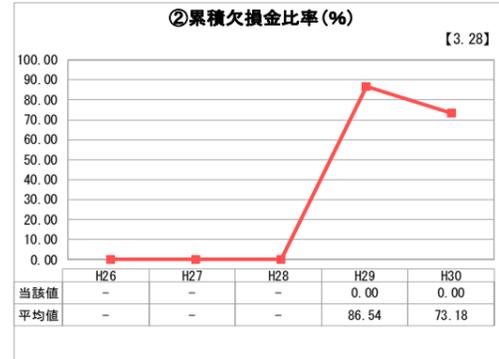
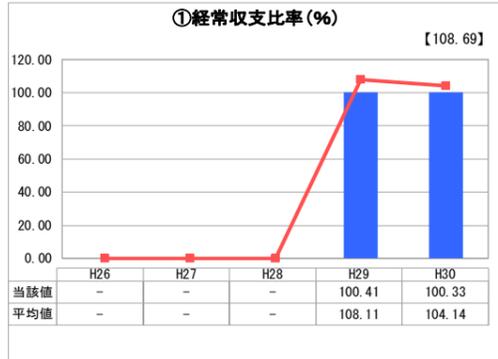
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	68.40	30.67	104.92	2,709

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
16,721	299.43	55.84
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,076	1.65	3,076.36

**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

平成29年度より地方公営企業法を適用し、損益計算書や貸借対照表など財務諸表に基づく経営分析を進めている。

①経常収支比率は、類似団体の平均とほぼ同様で、一般的に安定していると言える。しかしながら、経費の大半を料金収入以外の収入（一般会計補助金）で賄っており、使用料の見直しを検討する必要がある。

②汚水処理原価は、類似団体を下回っているが、③流動比率および⑤経費回収率については、100%を下回っており類似団体と比較しても数値は低く、収益の確保等経営の効率化が必要と考える。

また、④企業債残高対事業規模比率は、類似団体を遙かに上回っており、企業債償還高削減のため、今後も積極的に債務の償還を進めていく。

⑦施設利用率は、例年30%前半と類似団体の平均値より下回っており、処理能力に余裕がある。今後、大きな水量増加は見込めないため、施設活用については、更新等の計画で慎重に検討したい。

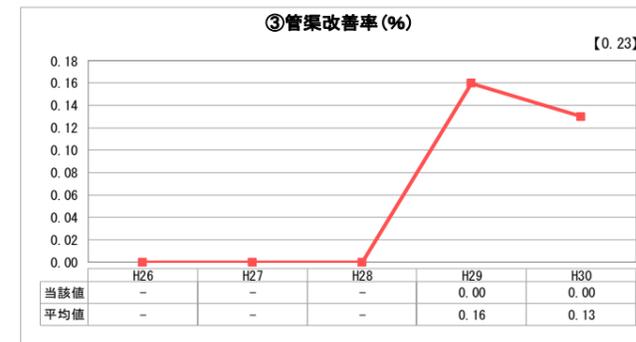
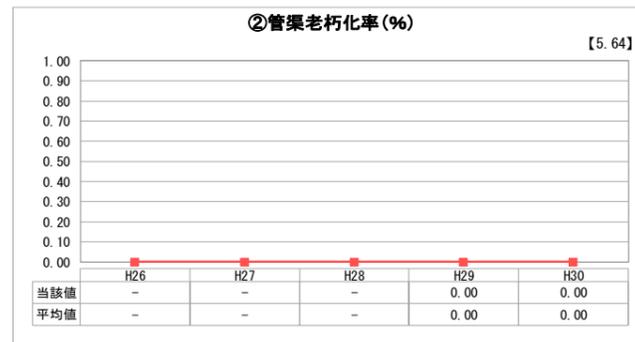
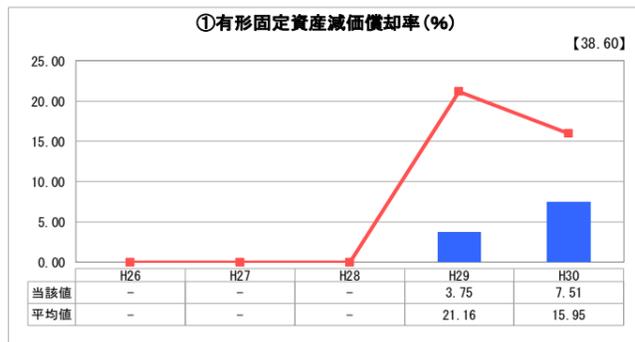
⑧水洗化率は、類似団体とほぼ同じであり、今後も接続勧誘を行いさらなるアップを目指す。

### 2. 老朽化の状況について

管渠施設については、供用開始（平成11年）から約20年が経過しているが、耐用年数（50年）から見てもまだ十分な期間があり、現状として、管渠の更新・老朽化対策は実施していない。しかし、浄化センター内に設置されている施設・設備については、経年等による機能の低下が発現し始める時期にある。

今後は、平成31・令和2年度の2カ年で「ストックマネジメント計画」を策定し、施設の計画的な維持管理に努めていく。

## 2. 老朽化の状況



### 全体総括

平成29年度から公営企業法を適用し、安定的な経営を目指しているが、依然、一般会計からの繰入金に頼らなければならない状況である。このような脆弱な経営基盤の強化が今後の急務な課題である。そのためには、投資や経営の合理化はもとより、水洗化普及率や水洗化率の向上とともに、料金の適正化等による収益の確保が重要となる。しかしながら、人口減少や施設の老朽化が進み、料金収入の減少や更新需要の増加が見込まれるため、現在、経営戦略の策定に取り組んでおり、長期的に安定したサービスの提供に向け、経営基盤の強化を目指していく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		(決算)	(決算)											
資本的収入	1. 企業債	-	-	-	22,999	43,089	42,382	42,178	44,153	43,073	41,513	41,867	41,867	42,739
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金	79,368	78,939	77,877	77,332	75,777	68,916	67,148	65,562	60,755	51,584	38,582	34,098	26,524
	3. 他会計補助金	191	437	4,027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	-	-	-	22,999	43,089	42,382	42,178	44,153	43,073	41,513	41,867	41,867	42,739
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	838	1,203	190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	80,397	80,579	82,094	123,330	161,955	153,681	151,505	153,868	146,901	134,610	122,317	117,832	112,003
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	80,397	80,579	82,094	123,330	161,955	153,681	151,505	153,868	146,901	134,610	122,317	117,832	112,003
	資本的支出	1. 建設改良費	1,029	1,640	4,217	45,999	86,178	84,765	84,357	88,306	86,147	83,026	83,734	83,734
うち職員給与費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 企業債償還金		140,237	139,029	136,545	135,589	132,863	120,834	117,733	114,953	106,524	90,445	67,648	59,785	46,506
3. 他会計長期借入返還金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 他会計への支出金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	141,266	140,669	140,762	181,588	219,041	205,599	202,090	203,259	192,671	173,471	151,382	143,519	131,985	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	60,869	60,090	58,668	58,257	57,086	51,918	50,585	49,391	45,769	38,861	29,066	25,687	19,982	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	60,793	60,090	58,278	54,240	50,163	45,188	43,910	42,478	39,080	32,545	23,008	19,756	14,202
	2. 利益剰余金処分量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. その他	76	-	391	4,017	6,923	6,729	6,675	6,912	6,689	6,316	6,058	5,931	5,780
計 (F)	60,869	60,090	58,669	58,257	57,086	51,917	50,585	49,391	45,769	38,861	29,066	25,687	19,982	
補填財源不足額 (E)-(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	1,373,549	1,234,520	1,097,975	985,385	895,612	817,160	741,605	670,805	607,354	558,422	532,641	514,724	510,957	

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		(決算)	(決算)											
収益的収支分		113,147	118,443	94,607	102,770	98,359	96,704	94,011	92,658	89,789	87,104	87,002	87,123	87,005
	うち基準内繰入金	77,463	75,217	60,080	65,264	62,463	61,412	59,701	58,842	57,020	55,315	55,251	55,328	55,252
	うち基準外繰入金	35,684	43,226	34,527	37,506	35,896	35,292	34,309	33,816	32,769	31,789	31,752	31,796	31,753
資本的収支分		79,559	79,376	81,904	77,332	75,777	68,916	67,148	65,562	60,755	51,584	38,582	34,098	26,524
	うち基準内繰入金	10,173	10,366	10,227	10,155	9,951	9,050	8,818	8,609	7,978	6,774	5,067	4,478	3,483
	うち基準外繰入金	69,386	69,010	71,677	67,177	65,826	59,867	58,330	56,953	52,777	44,810	33,516	29,620	23,041
合 計		192,706	197,819	176,511	180,102	174,136	165,620	161,159	158,220	150,544	138,688	125,585	121,221	113,529